

職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第十八号

職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

職員の営利企業等の従事制限に関する規則（昭和二十六年九月奈良県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「通り」を「とおり」に改める。

第三条中「又は自ら営利企業を営む」を「若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事する」に、「通り」を「とおり」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 職務の遂行に支障を来さないと認められる場合
 - 二 職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合（任命権者が特別の事情があると認める場合を除く。）
 - 三 その他法の精神に反しないと認められる場合
- 第四条を削る。

附 則

この規則は、令和七年三月一日から施行する。